

3 見直しの基本的な考え方

(1) これからの都市計画道路のあり方

神奈川県「かながわグランドデザイン」の基本構想において、「『いのち輝くマグネット神奈川』を実現する」ことが基本理念に掲げられている。

「秦野市総合計画」では、本市の都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市」の実現に向けて、「快適で魅力に満ちた都市空間の創出」、「次世代に引き継ぐ都市基盤・都市機能の充実」が基本政策に掲げられている。

本市においても、県の方向性を踏まえるとともに、上位計画に位置づけられた将来都市像を考慮した都市計画道路のあり方について検証する。

■ 秦野市総合計画（平成 23 年 3 月策定）

都市像	「みどり豊かな暮らしよい都市」
基本目標	1 豊かな自然と調和した快適なまちづくり 2 地域で支えあい安心・安全に暮らせるまちづくり 3 産業活力を創造し多彩な魅力に出会えるまちづくり 4 豊かな感性をはぐくみ笑顔あふれるまちづくり 5 市民と行政が共に力をあわせて創るまちづくり

【基本構想 平成 23 年度～平成 32 年度】

(2) 見直しの基本的スタンス

ア 都市マスタープランや交通計画との関連

将来の都市像や都市づくりの基本方向を示した「秦野市都市マスタープラン」を指針とし、交通施策の面から支える部門別計画である「はだの交通計画」と整合を図りつつ、都市計画道路の見直しを行う。

イ 上位計画との関連

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「かながわ交通計画」などの上位計画に即し、都市計画道路の見直しを行う。

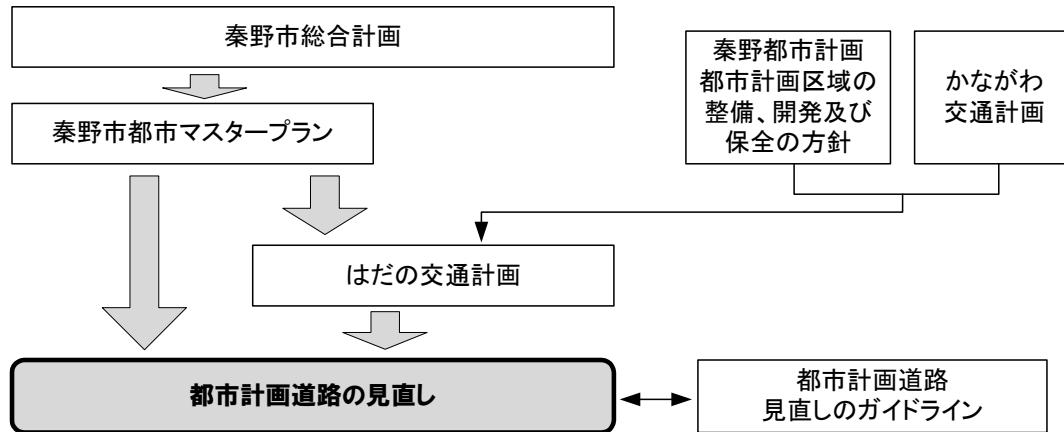


図 都市計画道路見直しを取り巻く上位計画の概念図

■秦野市都市マスタープラン（平成 24 年 3 月改定）

都市づくりの目標

「丹沢の山々に育まれゆとりと活力のあるまち」

都市づくりの基本的な方向

- 1 水とみどりと心豊かなまちをつくる
- 2 安全で安心して快適に暮らせるまちをつくる
- 3 社会情勢の変化に対応し、個性と活力のあるまちをつくる
- 4 景観に配慮されたまちをつくる

交通体系形成の方針

- 1 将来に向けた体系的な道路網の形成
- 2 公共交通の利便性向上
- 3 交通需要マネジメント（TDM）の推進
- 4 歩行者に優しい道路の整備
- 5 都市計画道路の見直し

【目標年次：平成 32 年】

■はだの交通計画（平成 15 年 3 月策定）

基本目標 1) 広域交通と都市内交通の円滑性を高めた道路交通体系の実現

方針① 道路混雑の改善

方針② 体系的な道路網の形成

基本目標 2) 利便性の高い公共交通体系の実現

方針③ バスの運行速度の改善

方針④ 公共交通の利便性の向上

基本目標 3) 歩行者に優しい交通体系の実現

方針⑤ バリアフリー化の推進

方針⑥ 安全・快適な歩道の整備

方針⑦ 安全・快適な自転車走行空間の整備

基本目標 4) 環境に優しい交通体系の実現

方針⑧ 環境の改善

基本目標 5) TDMを活かした交通体系の実現

方針⑨ TDMの総合的推進

【目標年次：平成 32 年】

■秦野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 21 年 9 月）

交通体系の整備の方針

- 1 今後とも増大する需要に対しては、極力公共輸送機関の活用を図りつつ各種交通機関の効率的な利用を促進し、それらの総合的な体系化と整備を図るものとする。
- 2 特に道路については、市街地内の通過交通を排除できるよう幹線道路の整備充実を図るものとする。
- 3 交通施設計画に当たっては、交通管理にも十分配慮し、長期的視点に立った計画的な整備を行うものとする。
- 4 これら交通施設の整備に当たっては、その構造等について、沿道環境への影響に十分に配慮し、快適な交通空間の整備に努める。
- 5 生活道路系の交通施設については、本区域の都市づくりの理念「安全で安心して快適に暮らせるまちをつくる」に基づき、バリアフリー化、歩車道の分離、交通安全施設の整備を積極的に推進し、交通弱者に配慮した利便性の高い道路網の形成を進めるものとする。
- 6 なお、都市計画道路等については、その必要性や配置、構造の検証など見直しを行い、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、良好な交通ネットワークの形成に資するように配置する。

【目標年次：平成 27 年】

■かながわ交通計画（平成 19 年 10 月改定）

県土・都市づくりの基本方向

「環境共生」と「自立と連携」を通じた活力ある県土・都市づくり

都市交通の目標

- 1 交通網の充実による県内外・地域間の連携強化
- 2 利便性、快適性、安全性の確保
- 3 都市交通に係る環境負荷の低減

【目標年次：平成 37 年】